記載要領

１　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□１２のように右詰めで記入すること。

２　４１「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

３　４２「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

４　４３「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

５　４４「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

６　４５「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の１％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

７　４６「ＣＰＤ単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前１年のうちに取得したＣＰＤの単位数（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は１人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第７条の３第３号若しくは第18条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の第一次検定に合格した者（第18条の３第２項第１号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

８　４７「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前３年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この８において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の３年前の日において受けている評価の区分より１以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前３年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の２第２号チ又は同条第４号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前３年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

９　４８「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第１段階目）」を受けている場合は「１」を、「えるぼし認定（第２段階目）」を受けている場合は「２」を、「えるぼし認定（第３段階目）」を受けている場合は「３」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「４」を、いずれの認定も受けていない場合は「５」を記入すること。

10　４９「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「１」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「２」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「３」を、いずれの認定も受けていない場合は「４」を記入すること。

11　５０「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「１」を、受けていない場合は「２」を記入すること。

12　５１「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前１年のうちに発注者から直接請け負つた工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「１」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「２」を、いずれにも該当しない場合は「３」を記入すること。

13　５２「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自